

○探偵業者等に対する不利益処分取扱要領の制定について（通達）

（平成19年5月30日 岡生企第455号警察本部長例規）

改正 平成28年3月29日岡監第137号 令和元年6月28日岡務第522号  
令和3年3月24日岡務第255号 令和5年10月31日岡生企第609号  
令和6年3月26日岡生企第172号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり探偵業者等に対する不利益処分取扱要領を定め、平成19年6月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

探偵業者等に対する不利益処分取扱要領

第1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づく探偵業者等に対する不利益処分の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 準用

法に基づく探偵業者等に対する不利益処分は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について（通達）（平成19年5月30日岡生企第456号例規）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 定義

この要領における不利益処分とは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 法第14条の規定に基づき指示をすることをいう。
- (2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 営業廃止命令 法第15条第2項の規定に基づき営業の廃止を命ずることをいう。

第4 不利益処分の上申

生活安全部生活安全企画課長又は警察署長は、不利益処分をする必要があると認めるときは、行政処分上申書（様式第1号）により速やかに上申しなければならない。

## 第5 弁明の機会の付与

警察署長は、弁明通知書（規則別記様式第16号）の送付を受けたときは、当該弁明通知書を処分対象者に交付しなければならない。

## 第6 指示書の交付等

- 1 指示書（様式第2号）、営業停止命令書（様式第3号）又は営業廃止命令書（様式第4号）を被処分者に交付したときは、被処分者から受領書（様式第5号）を徴するものとする。
- 2 生活安全部生活安全企画課長は、1に規定する措置がなされたときは、行政処分結果通知書（様式第6号）により、被処分者に係る探偵業開始の届出を受けている警察署長に通知するものとする。

## 第7 処分結果の記録

生活安全部生活安全企画課長及び警察署長は、行政処分台帳（様式第7号）を備え付け、行政処分の状況を明らかにしておかなければならない。

## 第8 身分証明書

法第13条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第8号）とする。

## 第9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

| 文書名                               | 保存所属    | 保存期間 |
|-----------------------------------|---------|------|
| 行政処分上申書                           | 生活安全企画課 | 長期   |
| 指示書の写し                            | 生活安全企画課 | 5年   |
| 営業停止命令書の写し                        | 生活安全企画課 | 10年  |
| 営業廃止命令書の写し                        | 生活安全企画課 | 10年  |
| 受領書（指示書に係るもの）                     | 生活安全企画課 | 5年   |
| 受領書（営業停止命令書又は営業廃止命令書に係るもの）        | 生活安全企画課 | 10年  |
| 行政処分結果通知書（指示に係るもの）                | 警察署     | 5年   |
| 行政処分結果通知書（営業停止命令又は営業廃止命令に係るもの）    | 警察署     | 10年  |
| 行政処分結果通知書（指示に係るもの）の写し             | 生活安全企画課 | 5年   |
| 行政処分結果通知書（営業停止命令又は営業廃止命令に係るもの）の写し | 生活安全企画課 | 10年  |

|        |              |    |
|--------|--------------|----|
| 行政処分台帳 | 生活安全企画課及び警察署 | 長期 |
|--------|--------------|----|